

令和8年度

国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業
塩那台地地区測量等その2業務

特 別 仕 様 書 （当初）

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容
第 1 章 総 則 (適用範囲)	
第 1-1 条	国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業塩那台地地区測量等その 2 業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）、によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。
(目的)	
第 1-2 条	本業務は、昭和 49 年度から平成 4 年度に国営塩那台地総合農地開発事業により造成されたかんがい排水施設の地上部の中心線測量等を行うものである。
(場所)	
第 1-3 条	本業務において対象とする施設の場所は、栃木県大田原市、さくら市及び那須郡那珂川町地内で、別添位置図に示すとおりである。
(業務概要)	
第 1-4 条	本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第 3 章に示すものとする。 ・ 2 号支線用水路ほか測量 L=5. 990km ・ 3 級水準測量（地表部） 20. 4km ・ 3 級基準点測量（地表部） 29 点
(土地の立入り等)	
第 1-5 条	業務実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第 16 条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。
(班編成)	
第 1-6 条	本業務は 3 班の編成により行うものとする。
(一般事項)	
第 1-7 条	業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 測量予定線、測量作業規程第 24 条（基準点測量、作業計画）、第 51 条（水準測量、作業計画）については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。

項 目	内 容																				
(配置技術者の確認) 第 1-8 条	(3) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。 (4) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めた時は、速やかにこれに応じるものとする。 共通仕様書第 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																				
(保険加入) 第 1-9 条	受注者は、共通仕様書第 38 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																				
第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2-1 条	基本条件は、次のとおりである。 本測量作業の基準となる既知点は、次表及び別添図面に示すとおりである。 <table><tr><th></th><th>既設の基準点・水準点名</th><th>標高 (EL)</th><th>備考</th></tr><tr><td>(1)</td><td>一等水準点 2065</td><td>175.59m</td><td></td></tr><tr><td>(2)</td><td>電子基準点 大田原</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(3)</td><td>電子基準点 塩谷</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>(4)</td><td>電子基準点 烏山</td><td>—</td><td></td></tr></table>		既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考	(1)	一等水準点 2065	175.59m		(2)	電子基準点 大田原	—		(3)	電子基準点 塩谷	—		(4)	電子基準点 烏山	—	
	既設の基準点・水準点名	標高 (EL)	備考																		
(1)	一等水準点 2065	175.59m																			
(2)	電子基準点 大田原	—																			
(3)	電子基準点 塩谷	—																			
(4)	電子基準点 烏山	—																			

項 目	内 容												
(対象施設) 第 2-2 条 (貸与資料) 第 2-3 条	本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 各用水路は、塩那台地土地改良区が管理している。 (2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないように留意しなければならない。 (3) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。 (4) 現地調査の実施時期は、施設内への立ち入り日程等、詳細について監督職員と打合せ後、実施するものとする。 本業務の対象施設は、2号支線用水路、3号支線用水路及び1号幹線放水路とする。 貸与資料は次のとおりである。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸 与 資 料</th><th>数 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前歴事業平面縦断図・構造図</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和5年度 土地改良施設権利保全対策事業 塩那台地地区基礎調査業務成果</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区用地測量業務成果</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区測量等業務成果</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他必要な資料</td><td></td></tr> </tbody> </table>	貸 与 資 料	数 量	前歴事業平面縦断図・構造図	1 式	令和5年度 土地改良施設権利保全対策事業 塩那台地地区基礎調査業務成果	1 式	令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区用地測量業務成果	1 式	令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区測量等業務成果	1 式	その他必要な資料	
貸 与 資 料	数 量												
前歴事業平面縦断図・構造図	1 式												
令和5年度 土地改良施設権利保全対策事業 塩那台地地区基礎調査業務成果	1 式												
令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区用地測量業務成果	1 式												
令和7年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区測量等業務成果	1 式												
その他必要な資料													
(貸与資料の取扱い) 第 2-4 条	第 2-3 条に示す貸与資料の取扱いは次のとおりとする。 (1) 貸与資料は原則として複写転載を禁ずると共に、その取扱いは十分留意しなければならない。 (2) 貸与資料の使用に当たっては、その適用について監督職員の指示を受けるものとする。 (3) 使用する図書及び貸与資料の記載事項で、相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。												

項 目	内 容
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条 (作業の留意点) 第 3-2 条 (管理技術者) 第 3-3 条	(4) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。 本業務における作業項目及び数量は、別紙項目表のとおりである。 業務の実施に際し、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 中心線測量 ① 中心杭の間隔は、原則として 50m 間隔とし、地形の変化点等必要に応じて追加点を設置するものとする。 ② 杭打ちが不可能な箇所では、固定物に打鉋等を行い示すことができるが、この場合には固定物の近くに杭を打設し、名称等を付記して目視確認が十分にできるものとする。 ③ 測量については、施設の管理者（塩那台地土地改良区）と協議し行うものとする。 (2) 縦断測量 縦断平面図の縮尺は、縦 S=1/200、横 S=1/500 とする。 (3) 仮 BM 設置測量 仮 BM の設置は、監督職員の承諾を得るものとする。 (4) 区分地上権設定範囲図の作成 図面の用紙はポリエステルフィルム # 300 又はこれと同等以上のものとし、規格は A 1 型とする。 (5) 測量成果の検定 本測量成果の検定については、測量作業規程第 1 4 条を適用する。 (1) 管理技術者は、共通仕様書第 7 条 3 項によるものとする。

項 目	内 容
(担当技術者) 第 3-4 条 第 4 章 打合せ (打合せ) 第 4-1 条 第 5 章 成果物 (成果物) 第 5-1 条	(2) 予算決算及び会計令第 85 条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。 なお、管理技術者は現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。 担当技術者は、共通仕様書第 8 条によるものとする。 共通仕様書第 10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとし、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手前の段階 第 2 回 中間打合せ 最終回 報告書原稿作成段階 打合せ場所は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第 11 条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 成果物を共通仕様書第 18 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 1. 成果物の電子媒体（CD-R 等）正副 2 部 2. 成果物の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可） 3. 図面書面 2 部（製本 A 1 版、A 2 版各 1 部）

項 目	内 容
(成果物の提出先) 第 5-2 条 第 6 章 契約変更 (契約変更) 第 6-1 条 (業務スライドの試 行) 第 6-2 条	4. 図面原図 1 式 (図面ファイル) 成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸 4 7 1 - 6 5 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所 業務請負契約書第 1 7 条から第 2 0 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-1 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 2-2 条に示す「対象施設」に変更が生じた場合。 (3) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (4) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (5) 第 5-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (6) 履行期間の変更が生じた場合。 (7) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (8) 現地踏査時の状況確認の結果、調査項目の追加が生じた場合。 (9) その他重要な変更が生じた場合。 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和 7 年 12 月 17 日付け 7 農振第 2167 号農村振興局整備部設計課長通知) に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費 (業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。) と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。) との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。

項 目	内 容
第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条	(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。 (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。 (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。 (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。 この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和8年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 塩那台地地区測量等その2業務

項 目 表

作業項目	数 量	備 考
1. 作業計画	1業務	
2. 現地踏査	5.690km	地域地形変化率(+0.11)
3. 中心線測量(地表部)	5.990km	地域地形変化率(+0.11)、 測点間隔50m、単曲線区分0
4. 縦断測量(地表部)	5.990km	地域地形変化率(+0.11)、 測点間隔50m、単曲線区分0
5. 仮BM設置測量(地表部)	2.080km	平地、耕地 道路上 (3級水準測量)
	2.700km	丘陵地、耕地 道路上 (3級水準測量)
	0.910km	丘陵地、森林 道路上 (3級水準測量)
6. 3級水準測量(地表部)	20.400km	平地、耕地、道路上
7. 3級基準点測量(地表部)	11点	平地、耕地、200m間隔、伐採なし (成果検定含む)
	13点	丘陵地、耕地、200m間隔、伐採なし (成果検定含む)
	5点	丘陵地、森林、200m間隔、伐採なし (成果検定含む)
8. 4級基準点測量(地表部)	31点	平地、耕地、50m間隔、伐採なし
	40点	丘陵地、耕地、50m間隔、伐採なし
	14点	丘陵地、森林、50m間隔、伐採なし
9. 区分地上権設定範囲図作成	22枚	延長／300m

別添図面

